災害にそなえて

曹洞宗災害対応マニュアル -水害への対応-

2014 (平成 26) 年 10 月 1 日改訂

曹洞宗宗務庁

―― はじめに ――

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの尊い命を奪い去るなど、 甚大な被害をもたらしました。宗門においても、住職やその家族、多くの檀信 徒が犠牲となり、境内建物等に被害のあった寺院は相当数にのぼります。

昨今においては、台風や豪雨による水害が各地で頻発し、深刻な被害が発生 しており、さらに、今後発生が予想されている「南海トラフ巨大地震」では、 東日本大震災を超える人的・物的被害が想定されております。

このような状況の中、災害が発生した場合の情報収集や宗門としての対応について改めて確認するとともに、各寺院等へ周知することが大切であると考えております。

宗門では、平成8年に発行した「曹洞宗災害対応マニュアル」に沿って、災害発生時の対応をしてまいりましたが、東日本大震災以降における災害の現状に鑑み、これを見直すこととし、検討を重ねてまいりました。

この度のマニュアルは、とりわけ水害時における対応にしぼって作成をいたしております。特に、災害が発生した場合の宗門としての被災状況の把握と情報共有についてとりまとめ、各寺院において取るべき対応について、併せて掲載いたしました。

しかしながら、あくまでも基本となる対応についての記載となっております。 災害時は、「これをすれば大丈夫」ということはなく、最終的には自分の身は自 分で守る「自助」が求められます。それは、周りの人たちと助け合い、他者の 命を守る「共助」を行うために、まずは自らの安全を確保しなければならない ことを意味します。立地や地形等はそれぞれの寺院で異なりますので、過去に 地域でどのような災害が起こったか確認しておくなど、日頃から十分な備えを しておくことが肝要となります。

災害はいつどこで起こるか分からず、それ自体を防ぐことはできませんが、 常に備えをしておくことで、被害を軽減させることができるのではないでしょ うか。個々の寺院が常に防災の意識を持ち、宗務所や教区寺院とも協力しなが ら、対策に心掛けていただくことを望みます。

なお、今後、地震等の災害対応につきまして、随時作成し改めてお届けする 予定をいたしております。

総務部長 坂野浩道

1、被災状況の把握と情報共有について

●ご協力のお願い -

発災時は総務部福祉課が対応することとなります。初動対応には、被災状況の把握と 情報共有が重要となりますので、皆様のご協力を切にお願い申し上げます。

これまで、福祉課では電話やFAXを使用し、宗務所や教区長を通じて状況把握を行ってまいりましたが、今後は、インターネットやメール等も活用して、情報収集の強化と情報発信に努めてまいります。

この度、災害対応専用のメールアドレスを取得いたしましたので、福祉課の電話番号やFAX番号と併せて、携帯電話等に登録していただきますよう、よろしくお願いいたします。

●被害が発生した場合

1、被災された寺院の対応

- ・まずは身の安全を確保してください。
- ・状況が落ち着きましたら、家族の状況、建物、境内地等に被害がないかご確認いただき、教区長に被災状況をお知らせください。教区長が不通の場合は、宗務所へご連絡をお願いいたします。なお、状況に応じて福祉課への連絡もご検討ください。

2、教区長の対応

- ・教区寺院より被災の連絡がありましたら、宗務所へ報告をお願いします。宗務所に連絡がつかない場合は、福祉課にお知らせください。後程、福祉課と宗務所とで情報共 有いたします。
- ・災害発生後、宗務所や福祉課から教区寺院の被災状況等について、確認の電話をする 場合もございますので、その際はご協力をお願いいたします。

3、宗務所の対応

・管内寺院の被災状況を確認し、福祉課へご連絡いただきますよう、よろしくお願いします。

4、平時からの備えとして

災害発生時には、電話やFAXが通信不能となることが考えられますので、平時から 非常時の際の連絡方法を相談し、取り決めておくことが重要です。電話が不通でも、イ ンターネットは通信可能な場合がありますので、教区や宗務所の状況に鑑みながら、よりよい連絡網の整備についてご検討ください。

5、お願い

寺院が被災した場合、基本的には被災寺院が教区長(不通の場合は宗務所)に報告いただくこととなりますが、被災時のショックや置かれた状況等より、報告が困難な場合も考えられます。

「被災したお寺さん自身がもう連絡しているはず」「自分が連絡しなくても誰かしているだろう」「被害の程度や真偽を確認してないから」「報告が重複してしまうと、この非常時にかえって迷惑ではないか」等と考えずに、知り得た情報をお知らせください。特に、安否情報についてはご協力をお願いいたします。

●報告いただきたい事項(次ページに報告書のひな形があります)-

- 1、被災日と災害の種別(風害、雪害、水害、地震等)
- 2、被災寺院名
- 3、報告者の名前(被災寺院と同じ場合は不要)
- 4、緊急連絡先
- 5、住職等のけが人の有無
- 6、寺院建物や境内地の被害の有無
- 7、檀信徒の被害の有無
- 8、特記事項(詳細な被災状況やライフライン、近辺の道路状況等)

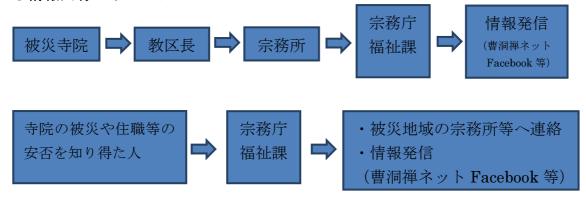
●総務部福祉課への連絡方法(すべて直通)

· 電 話 03-3454-5421

• FAX 03-3454-6705

・メール saigai@sotozen.jp

●情報共有のイメージ



被災状況の報告

2度555 日 レ 1車 2 (心)(石)	年 月 日				
被災日と種別(必須)	風害 ・ 雪害 ・ 雹害 ・ 水害 ・地震 ・ その他				
	県第 宗務所第 教区第 番				
被災寺院 (必須)	寺・院				
	住所: 都道府県 市区町村				
報告者 「被災寺院と同じ場合は]	県第 宗務所第 教区第 番				
記入不要です	寺・院 氏名				
緊急連絡先					
住職等の けが人の有無(必須)	あり ・ なし ・ 分からない				
建物・境内地の 被害の有無(必須)	あり ・ なし ・ 分からない				
檀信徒の 被害の有無	あり ・ なし ・ 分からない				
	※被害状況やライフライン、近辺の道路状況等、判明していることがあれば、具体的にお書きください。				
特記事項					

【お願い】

- 1、記入できるところだけで構いませんが、(必須)の項目は必ずお書きください。
- 2、緊急的に支援物資等が必要な場合は可能な限り対応しますので、緊急連絡先の欄には日中に繋がるご連絡先の電話番号をご記入ください。

2、水害への備えと避難について

ここでは、水害への備えについて、チェック式で掲載しております。各項目をご確認いただき、備えを怠らないようにしましょう。水や食料等の備蓄や非常用持ち出し袋の用意も大切です。

●水害への備え

□ 普段から天気予報を確認し、水害に備えましょう。雨の強さや降り方を示す予報用語を確認しておくことも大切です。詳しくは、8ページをご覧ください。
□ 樹木の倒壊による建物や土木構造物への被害、第三者の車両等への物的被害も報告されております。さらに、人的被害が発生してしまった場合は取り返しがつかない場合もありますので、普段から倒れる危険性のある樹木は、伐採や剪定をしておきましょう。
□ 日頃から側溝や雨どいの落ち葉を掃除しておきましょう。
□ 強い風が吹くこともありますので、看板やごみ箱などの飛ばされやすい物は、片づけるかしっかりと固定しましょう。
□ 自宅付近の避難所を確認しておき、実際に避難経路を歩いてみて、どの道がより安全か確認しておきましょう。また、自分の暮らす土地では過去にどのような災害が起こったのか、事前に調べておくことは災害予測につながります。
□ 高齢者や体の不自由な方、幼児、外国の方等は、自力で避難することが困難な場合があります。皆で協力して安全に避難できるよう、日頃からコミュニケーションを図りましょう。

●避難用語について一

□ 災害対策基本法により、市町村長が必要だと判断した場合、避難情報が発令されます。発令基準は自治体によって異なりますが、緊急性は「避難準備情報」→「避難 勧告」→「避難指示」の順に高くなります。

□ 土砂災害発生の危険性がある地域は、土砂災害危険箇所と指定されております。国

区域が公開されておりますので、事前に確認しておきましょう。

土交通省砂防部のホームページで、都道府県別に土砂災害危険箇所と土砂災害警戒

□ 避難勧告や指示が出てからでは、避難が間に合わない場合もありますので、避難開始を自主的に判断する必要がありますが、突然のことに戸惑い、判断が難しいことも考えられます。地域の防災訓練に参加したり、自治会長や町内会長、災害対応の経験を有する方等に話を聞いたりするなど、普段からの備えが大切です。

種類	内容			
避難準備情報	避難が必要となるような災害発生が予想されるとき、速やかに 避難できるよう準備を促すとともに、高齢者や体の不自由な方 等の要援護者とその援護者に避難の開始を呼びかけるもので す。家族等との連絡や、非常用持ち出し袋を確認するなど、避 難準備を開始してください。			
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害が予想される地域の居住者、滞在者その他の方に対し、避難を 勧めるものです。			
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられるもので、 人的被害が発生する危険性が非常に高い場合に発令されます。 避難勧告よりも強く避難を求めるものです。			

●避難の開始 ____

- □ 避難する際は、火の元を確認し、ガスの元栓を閉めましょう。
- □ ブレーカーは切ってから避難しましょう。水害時は、停電になることも考えられ、 浸水等によって水濡れした家電製品が、電気の復旧時にショートし、火災の原因と なる場合もあります。
- □ 助けに来た人が分かるように、玄関に家族の安否や避難場所、携帯電話などの緊急 連絡先を書いたメモを貼り付けておきましょう。また、親戚や知人に避難すること を連絡しておくと良いでしょう。
- □ ヘルメット等で頭を保護し、ひもで締まる運動靴を履いてください。長靴は足を取られやすく脱げやすいのでやめましょう。
- □ 道路が冠水している場合は、長い棒を使って、深いぬかるみや穴、水路等が無いか 確認しながら避難すると良いでしょう。
- □ 川の近くを通ることはやめましょう。橋を渡って対岸側に避難することは、増水した川に近づくことになり危険です。
- □ なるべく2人以上で避難しましょう。
- □ 車での避難はやめましょう。普通自動車の場合、30センチの浸水で走行困難になるとされています。アンダーパス(道路や鉄道等が立体交差する場合の、その下を通る道路のこと)は周辺の地面より低くなっているため、雨水が集中しやすく、車両が水没する可能性があります。

□ 避難が難しい深夜や、外出が危険なほどの大雨や浸水の場合は無理に避難せず、建物の二階以上の高い場所で待機する「垂直避難」や、山側から一番離れた部屋に移動する「水平避難」が望ましい場合もあります。

伊豆大島や広島では、豪雨により土石流が発生し、多くの尊い命が奪われましたが、この時生死を分けた事例として、「垂直避難」と「水平避難」が挙げられています。 夜間に避難所に行こうとして死亡した事例もありますので、そうした避難方法があることを知っておくことも大切です。

- □ 雨が弱まっても、地盤が緩んだところでは土砂災害の危険性がありますので、十分 に注意しましょう。
- □ 土砂災害には「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の3種類があり、多くの場合には何らかの前兆現象があります。次のような現象が見られたらすぐに避難してください。

種類	内容		
がけ崩れ	がけのひび割れ、小石が落ちてくる、水が噴き出ている、湧き 水が止まる、地鳴り		
地すべり	沢や井戸の水が濁る、地面のひび割れや陥没、斜面から水が噴き出す、地鳴り、木々の傾倒、亀裂や段差の発生、山鳴り		
土石流	山鳴り、急に川の水が濁る、木が流されてくる、腐った土の臭 いがする、降雨が続くのに河川の水位が下がる		

●水害がおさまったら

- □ 自身の安全を最優先し、水害がおさまってもすぐには外に出ず、テレビやラジオなどで状況を確認するようにしましょう。
- □ 安全が十分に確認できたら、ヘルメット等で頭を保護し、足元や落下物に注意しな がら外に出るようにしましょう。
- □ 近隣の人の安否を確認しながらお互いに情報を共有し、安全の確保に努めましょう。
- □ 災害の程度によっては、建物の破損や地面の陥没等による被害の危険性も出てきます。立ち入り禁止の看板や張り紙を用意し、危険な場所に人が立ち入らないようにしましょう。

●参考資料・

雨の強さと降り方 (平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)

1時 間雨 量 (mm)	予報用語	人の受けるイメ ージ	人への影響	屋内 (木造住宅を 想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以 上~ 20未 満	やや 強い 雨	ザーザーと降る	別は50.4回は7万 ***	雨の音で話し 声が良く聞き 取れない	地面一面に水たま りができる		この程度の雨でも長く続 く時は注意が必要
20以 上~ 30未 満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてい てもぬれる	寝ている人の 半数くらいが 雨に気がつく		ワイバーを速くしても見づらい	側溝や下水、小さな川が あふれ、小規模の崖崩れ が始まる
30以 上~ 50未 満	激し い雨	バケッをひっくり 返したように降る			寝ている人の	道路が川のように なる	高速走行時、車輪と路面の間に水 膜が生じブレーキが効かなくなる (ハイドロブレーニング現象)
50以 上~ 80未 満	非常 に激 しい 雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り 続く)			水しぶきであたり一 面が白っぽくなり、 視界が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地 下街に雨水が流れ込む 場合がある マンホールから水が噴出 する 土石流が起こりやすい 多くの災害が発生する
80以	猛烈 な雨	息苦しくなるよう な圧迫感があ る。恐怖を感ずる					雨による大規模な災害の 発生するおそれが強く、 厳重な警戒が必要

- (注1)「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を 呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。
- (注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域に よって異なります。
- (注3) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下 の点にご注意下さい。
 - 1. 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の 様子は異なることがあります。この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述して いますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 - 2. この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など 実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

出典: 気象庁ホームページ (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/amehyo.html)

国土交通省砂防部ホームページ

http://www.mlit.go.jp/river/sabo/link_dosya_kiken.html

各都道府県が公開している土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域が確認できます。

3、水害発生時の福祉課の対応

総務部福祉課では、水害が発生した場合、次のように対応してまいります。基本的な流れは記載のとおりですが、状況に応じて対処することとなります。

1 情報収集と発信

- ①気象予警報等の確認と被害発生が考えられる宗務所の把握
- ②曹洞禅ネットにて情報発信(災害への備えについて)

2 災害の発生

- ③宗務所との連絡(電話、FAX)
- ④情報収集(TV、インターネット、新聞、全曹青災害ML等)
- ⑤初動対応について総務部長に報告

3 お見舞いの発信

⑥曹洞禅ネットにお見舞い等を掲載

4 緊急対応

- (7)宗務所との連携(被災状況の共有、活動援護)
- ⑧支援物資の発送(要望に応じて対応)
- ⑨内局への報告と宗務庁内での情報共有

5 更なる情報収集

- ⑩情報収集(宗務所、TV、インターネット、新聞、全曹青災害ML等)
- ①現地視察(状況に応じて)

6 寺院被災情報の発信

- 迎内局への報告と宗務庁内での情報共有
- ③曹洞禅ネットと曹洞宗報に掲載

7 義援金のお願いと寄託

- ④義援金のお願いを曹洞禅ネットと曹洞宗報に掲載
- ⑤寄託の検討(寄託先と寄託方法等)

8 被災寺院への対応

(6)宗務所との連携(各種申請等)

9 義援金の御礼と報告

①曹洞禅ネットと曹洞宗報に義援金に関する御礼と報告を掲載

4、災害に遭われた場合の申請について

宗門では、災害(風害、雪害、水害、地震等)により被災された寺院に災害見舞金を 交付しておりますので、該当する寺院はご申請ください。

【災害見舞金申請書】

- ・災害が発生し被害が確認されたときは、被害箇所の写真を撮影してください。
- ・申請に必要な添付書類は、被害の写真(方向を変えて3枚程度)、公的機関発行の罹災(災害)証明書、当該地区の被災状況の記載がある新聞記事、復旧するための工事 見積書等となります。
- ・<u>申請は、原則として被災した時から3か月以内に行う</u>こととなっております。また、 被災後3年を経過して申請された場合、見舞金の交付が受けられませんので、ご留意 ください。
- ・境内建物が被災した場合、見舞金は建物共済票に記載されている建物が対象となりますので、建物共済票未提出、建物共済費未納の寺院、また、共済票に記載のない建物に対しては、見舞金が交付されないことがあります。
- ・見舞金は建物共済への加入口数に応じて交付され、1口に対する見舞金額は下記のと おりです。(被害総額を超えて交付することはできません。)

災害の種類	対象建物	被害程度	見舞金(上限)
	本堂、庫裡及び重要な	全損	150 万円
風、雪、雹災害	法要儀式を行う建物	半損、一部損	50 万円
	上記以外の建物	10 万円	
	本堂、庫裡及び重要な	全損	150 万円
水災害		半損、床上浸水	50 万円
小火 舌	法要儀式を行う建物	地盤より 45cm 以上の床下浸水	20 万円
	上記以外の建物	10 万円	
	本堂、庫裡及び重要な	全損、半損	30 万円
地震災害	法要儀式を行う建物	一部損	3 万円
地辰火古	上記以外の建物	全損、半損	5 万円
	上山从外域	一部損	1 万円
火災や雷等	境内建物	30 万円※1、2	
全ての災害	土木構造物(参道、石具	50 万円※1	

^{※1} 口数に関係なく被災の程度に応じて交付されます。

^{※2} 火災の場合は建物共済金もあわせて給付されます。

【災害見舞状及び見舞品申請書】

檀信徒が被災した場合、見舞状と見舞品を交付いたします。ただし、緊急の場合、あるいは広域にわたる災害の場合には、電話連絡等によっても対応いたします。

【お問合せ先】

申請書はご請求いただくか、曹洞禅ネットの寺院専用サイトからダウンロードしてください。ご不明な点は、総務部福祉課 $\mathbb{T}_{\Sigma}: 03-3454-5421$ までお電話いただきますよう、お願いいたします。